

離婚と子ども

民法改正から1年

面会第二者が仲立ち

親権、養育費、面会交流……。

離婚を決意した夫婦には、決めるべきことが多い。感情的に对立した中で、「子どもの利益を最優先する」といって思いを巡らせるのは難しい。民法改正後、注目を集めるのはそんな父母の仲立ちをする第三者の役割だ。

「あんな夫で、子どもをなぜかわせなければならぬの」。大阪府内のファイナンシャルプランナー加藤葉子さんに、電話の向こうの女性は苦しげに訴えた。家業の調停で夫と子どもの面会を強く促されたという。女性向けの離婚相談会を聞く加藤さんの元には改正後、面会交流の相談が寄せられるようになった。

加藤さんも調停を経て離婚。小学生の娘は元夫と月1、2回会っている。離婚前の複雑な胸中を察しながら、「面会前後の抱きかかるとの顔をよ〜く見てあげて」と助言した。

厚生労働省の2009年の「離婚に関する統計」では、離婚後、母親が親権を得る割合が8割。面会交流の大半は、子どもが父と会う形だ。

もが父と会う形だ。

離婚に絡む公正証書作りを手助けする岡府内の行政書士は、民法改正で離婚届にチェック欄ができ、面会交流の意義を説明しやすくなったという。慰謝料や養育費の金額ばかりを注視しがちな母親に、「こう言い添える。「子どもが別れて住む親からも愛情を受けられるよう」考えて」

公益社団法人「家庭問題情報センター・大阪ファミリー相談室」(大阪市)は03年から、面会の仲立ちをしている。原則1

年間、両親の日程を調整し、事務所内での面会に付き添う。料金ほう時間1万円。利用者は年々増えており、昨年度の面会は約420回で、3年前の倍以上だった。

同センター常務理事の山口恵美子さんは「ご利用した支援を行う団体は全国に約20あるが、多くが都市部に集中している」。ほとんどが有料で、一回1万円以上かかる場合も少なくない。

面会交流には、配慮が必要ないケースもある。配偶者からの暴

力(DV)による離婚だ。

離婚問題に詳しい弁護士井藤生さんは、家裁で面会交流を促されるDV被害者の母親の姿を見てきた。「二律に面会を相談するよう言われ、被害者の負担は増した。子どもの声を丁寧に聞き、支える第三者機関とノウハウが重要」と訴える。

面会交流の支援を広げるため、厚生労働省は2年度から、支援事業を行う都道府県などに補助金を出している。ただし、対象は、子ども1人の場合は両親の年収がともに365万円以下などの条件がある。実施しているのは東京都だけ。

「公金を費やす場合、所得制限を設けざるを得ない」のが理由だ。東京都の事業には昨年5

月の開始から今年1月まで約323件の相談があったが、大半は条件を満たさず、実際に面会したのは13件だった。実施を見送っている理由については、ある自治体の担当者は「離婚問題に介入できる専門家がおらず、予算が確保できない」と明かす。

こうした中、兵庫県明石市は、今月開設した「いじめ総合相談窓口」を活用し、弁護士や臨床心理士らが今後、面会交流や子どもの養育計画などの悩みでも応じる方針だ。子どもを主役とした対策に取り組むとしている。

新潟大教授の南方晴さん(家療法)はこう話す。「日本では離婚は個人の問題として公に介入せず、という考えが根強く、両親の離婚を経験した子どもの権利は置き去りだった。しかし、児童虐待のようには、子どもを守る視点から、社会がかかわり、支えるべきだ」

(西宮路穂子、江阪光平、中井道子が担当しました)



相談者と話す加藤さん(右)。「頭ごなしに面会を勧めず、本人の思いを十分受け止めるようにしている」と言う

20代の主婦。パートで働いています。ソーシャル・ネットワーキング・サーブिस(SNS)が原因で友達との仲がおかしくなり、体調を崩すほど悩んでいます。

昨年秋に結婚。先日、

とトラブル

た友人たちも、結婚式の2次会に来てくれたメンバーです。ただ、今回は高校時代に同じクラスだった子が集まって思い出話をする趣旨だったのので、その友達を誘いませんでした。すくお断りました。